

「議案第134号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に  
関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第30条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成28年9月30日までの間における改正後の別表の規定の適用については、「100キログラム」とあるのは「50キログラム」と、「1,700円」とあるのは「850円」とする。